

平成 26 年 10 月 14 日

規制の簡素合理化に関する調査

— 関係者からの意見・要望への対応 —

＜調査結果に基づく勧告＞

総務省では、規制に伴う国民や事業者の負担を必要最小限のものとする観点から、規制の実施状況、規制に伴う国民の負担の状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置を勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局 内閣、総務、規制改革等担当室

担 当：小野、小川、村上

電 話：03-5253-5440（直通）

F A X：03-5253-5436

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h26.html

規制の簡素合理化に関する調査の結果に基づく勧告(概要)

～関係者からの意見・要望への対応～

背景等

- 規制改革は、政府の最重要課題
(規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定))
- 規制は、絶えず見直しが必要
←国民や事業者の負担の軽減を図る観点等

勧告日:平成26年10月14日
勧告先:国家公安委員会(警察庁)、消費者庁、総務省、厚生労働省、国土交通省、環境省

国民、地方公共団体、事業者等の関係者からの意見・要望に基づき調査

主な調査結果

事業の在り方の変化に規制内容が追いつかず、事業者側に余分な負担
▶理・美容車の扱い など
報告書P2～3

当初想定された活用がなされず、負担に見合った効果が生じていない
▶調理師業務従事届 など
報告書P2～4

通知の内容が不明瞭であるため、必要のない負担が発生
▶訪問介護事業所の従業者数の変更に伴う運営規程の届出 など
報告書P5～7

書類の重複提出による手続等の負担
▶警備業法の各種手続に必要な医師の診断書 など
報告書P7～8

計20事例

勧告の主な内容

1. 社会経済情勢等への適合

①事業者等のニーズや現状の技術への適合

②有効性・効果を踏まえた見直し

規制の定期的な見直しの視点として活用

2. 通知・通達等の明確化及び徹底

3. 手続等の簡素合理化

国民や事業者の負担の軽減等

1 社会経済情勢等への適合

①事業者等のニーズや現状の技術への適合

調査結果

○理・美容車の取扱い(厚生労働省)

- ・店舗と同じ床面積基準(9都道府県等)→小型車使用できず
⇔理・美容車のための床面積の基準(2都道府県等)

報告書P3、P16~18

○薬局における調剤に必要な設備及び器具(厚生労働省)

- ・現在ほとんど使用する機会のない器具の備付けが義務付け
(メスピペット、ピペット台等)

報告書P3、P19~21

②有効性・効果を踏まえた見直し

○調理師業務従事届(厚生労働省)

- ・調理師には隔年ごとに調理師業務従事者届の提出が義務付け
→都道府県は同届による情報を活用せず
→届出の周知は調理師会の会員など限定的
免許交付者：約364万人 ⇔ 届出者：約24万人

報告書P4、P41~42

勧告

各都道府県等の状況を把握し、
情報提供すること

使用実態等を踏まえ、必要最
小限となるよう見直すこと

調理師業務従事者届の廃止を
含め見直すこと

2 通知・通達等の明確化及び徹底

調査結果

勧告

○訪問介護事業所における従業者数の変更に伴う運営規程の届出(厚生労働省)

- ・変更の都度届出(2都道府県)
⇔年1回の届出(3都道府県)
←運営規程の改正・届出を要する「変更」の内容が不明確

報告書P6、P59~61

規制の内容を明確にするよう見直し、徹底すること

3 手続等の簡素合理化

調査結果

勧告

○警備業法の各種手続に添付が必要な医師の診断書(警察庁)

- ・同時に複数の申請を行う場合、原則、医師の診断書の正本を全ての申請について添付義務付け
(例：機械警備業務管理者資格者証と警備員指導教育責任者資格者証との同時申請)

報告書P7、P67~69

同一人が同時に複数申請をする場合は、診断書正本は一通とすること